

地主重美先生（1926-2001）を悼む

地主先生の社会保障研究への専念は、1965年、社会保障研究所の創設による研究部長就任に遡るとみられる。もともと研究所の創設は、社会保障制度審議会の〈1962年勧告〉に基づいている。62年勧告中に、他の基本事項の要請と並んで、研究機関の設置要請が盛り込まれた背景には、当時、社会保障をめぐる組織的な研究の体制が、欠落していたという事情が働いている。それだけに、初代の山田雄三所長のもと、地主さんが研究部長として拓かれようとした途は、大変に厳しいものがあつたと想像される。

本格的な社会保障研究者はその頃、極めて乏しく、体制批判論者や被害者意識先行のイデオロギー発想型の論者たちが主流を占めていた。これに対して、他方の実際面では、社会保障の制度化は遅れの許されない緊要課題であったため、官庁スタッフを中心に、制度の設計・導入、実施の具体化が進められていた。理論面と実際面とは、こうして相互に分断されたまま、両者交わることなく進行する変則的な実態が支配していた。

そうした時代状況のなか、地主さんが直面されたのは、本格的な社会保障論に道を拓くこと、かつ、その定着をはかることである。その努力で、分断した流れには徐々に変化が現れて、学問的発想と実際の発想との交流を方向づけるのに貢献されたのである。1980年に研究所部長を退任され、千葉大学の教授に移られたが（1991年には駿河台大学へ）、社会保障への貢献は、研究所や大学における研究面だけではなく、社会保障制度審議会の委員（1989-97）を始め、各種委員としての活動を通じ実態面でも続けられた。

その間、時代は移り、新たな課題が次々と累加される。高度成長が終焉し、低成長時代へ移行した。その結果、急増する社会保障費は、やがて、耐えがたい負担を、若年世代、そして将来世代に残すことが、確実に予想されるようになる。社会保障制度はこうして、「再構築」の段階に入る。

再構築の流れへの転換を生んだ底流にあるのは、第一に、予想を超えて、高齢化・少子化が“急進”したこと、第二に、社会保障が経済にとって無視できぬ“規模”に達したこと、この二つの因子の作動がある。地主さんの社会保障論は、この新たな課題について、どう立ち向かわれようとしたか。それを示唆する一文として、「なぜ社会保険アプローチか」と題されたエッセイ（本誌97年夏号）を挙げることができよう。そこでは、社会保障の制度改革の中核が「社会保険」となるべきことが説かれている。特にそれをめぐって、“注目すべき二つの論点”が指摘されているのは貴重である。

一つ目は、「目標達成型効率性」実現論である。国民への給付を、真にニードある人々に（そしてできることならその人達だけに）届ける効率的な目標達成が重要とされ、方法としてミーンズ・テストが考えられるが、そうした見方が批判される。ミーンズ・テストは人々の威信を傷つけ自尊心を損なうとし、これを回避するものこそ社会保険とみる。拠出による権利として給付が

なされる理念の“近代性”が重視され、効率性重視のあまりミーンズ・テストなどへ安易に傾くことは、歴史の歯車を逆転させるものと主張する。

二つ目は、きびしい経済財政環境下、ブキャナンの「デモクラシー下の財政赤字誘引の因果」が作動しやすいことへの財政規律である。民主社会では有権者の意向と政治の迎合が結びつき、過大な給付、過少な負担への要求圧力が受け入れられがちな側面を持つ。一般に歓迎され易い、公費負担方式による社会保障は、容易に財政赤字への途につながる。これに対して、「社会保険方式では、高い給付は高い負担に連動し、低い給付は低い負担にフードバックされるため、財政規律が保たれる」。これが地主さんの主張である。

この二視点は、極めて基本的な局面とかかわる。福祉ニーズが国民すべてに普遍化し、かつ産業社会との連動化が強まった今日、その点検は不可欠の視角をなすからである。

同時に、現在、求められているのは、その具体的な施策の内実を、どのような形で整えていくかである。地主さんならば、これにどう応え我々に途を開かれるか。そのことを聞けなくなったのは、残念というほかはない。合掌。

宮 澤 健 一

(みやざわ・けんいち 医療経済研究機構所長・一橋大学名誉教授)